

福岡県新人看護職員研修事業費補助金交付要綱【別表】

| 1 基準額 | 2 対象経費 |
|--|--|
| <p>次の（１）から（３）により算出された額の合計額とする。</p> <p>（１）研修経費</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 新人看護職員等が１名のとき 440,000円 (ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合586,000円)</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 新人看護職員等が２名以上のとき 630,000円 (ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合776,000円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合922,000円)</p> <p>（２）教育担当者経費 新人看護職員等５名以上の場合に５名ごとに 215,000円</p> <p>（注）新人看護職員数等の人数は、当該年度の４月末日現在に在職している新人看護職員、新人保健師及び新人助産師であって、それぞれの研修に参加する人数とし、上限を70名とする。 なお、新人看護職員研修、新人保健師研修又は新人助産師研修の複数の研修を実施する施設において、複数の研修に参加する者は1名として計上する。</p> <p>（３）医療機関受入研修事業</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 1名～4名を受け入れる場合 1施設あたり 113,000円</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 5名～9名を受け入れる場合 1施設あたり 226,000円</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 10名～14名を受け入れる場合 1施設あたり 566,000円</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 15名～19名を受け入れる場合 1施設あたり 849,000円</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 20名以上受け入れる場合 1施設あたり 1,132,000円</p> <p style="margin-left: 20px;">カ 受け入れる新人看護職員数が20名を超える場合 1名増すごとに 45,000円</p> | <p>新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費）</p> <p>新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）</p> <p>医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費</p> |

| 1 基準額 | 2 対象経費 |
|---|--------|
| <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none">1 (3) は複数月で実施すること。2 (3) における受入人数については、1人当たり年間40時間で1人とし、上限は30人とする。なお、1人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1人とする。 | |